

健康福祉部健康づくり支援課における食育関連事業の概要

千葉県では、急速に高齢化が進んでおり、生活習慣病の発症や進行を防ぐとともに、単なる長寿ではなく健康寿命を延ばすことを目指していく必要があり、そのためには、生活習慣の改善、とりわけ食生活の改善が重要である。

20歳以上の野菜摂取量及び食塩摂取量の平均値は、直近の県民健康・栄養調査の結果を集計中のため現状の判断が難しいが、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日が「週に6～7日」の者の割合については、改善が見られていない。

これらの課題を踏まえ、地域で食生活改善活動を展開するボランティア団体等の人材育成と「自然に健康になれる」食環境整備に重点を置き、適切な食習慣の普及啓発を行うことにより、生涯を通じた健康づくりを推進する。

1 ライフステージに応じた食育の推進

(1) 壮年期 (主な取組)

○中食を活用した健康づくり提案事業

壮年期世代の「減塩」「肥満予防」の対策を推進するため、企業等と連携し、「ふやそう野菜、へらそう塩」をキャッチフレーズに、バランスの良い食事に関する知識の普及と誰もが無理なく健康的な食生活を実践できるよう環境を整備する。



(2) 各年代 (主な取組)

○特定給食施設等の栄養管理等指導の推進

千葉県域には2,231の給食施設があり、今後の食習慣形成に影響の大きい乳幼児や学童を対象とする児童福祉施設や学校、給食が療養生活のQOLに大きな影響を及ぼす病院や介護老人保健施設、生活の場としての社会福祉施設、働く人に食事を提供する事業所等において、施設の特性に応じた多種多様な給食が提供されている。

これらの施設に対し、適切な栄養管理が行われるよう助言・指導を実施する。特に、栄養士が配置されていない給食施設(478施設)の指導強化に努める。

○世代ごとの課題に応じた情報発信 (青年期、壮年期、高齢期)

「食事バランスガイド」や「食生活指針」及び「ちば型食生活(グーパー食生活)」など栄養情報の提供を推進し、食生活改善の目安として県民に広く浸透するよう普及啓発に努める。

○歯科口腔保健の推進

食事を楽しみながら健やかな生活を送ることができるよう、日常的な歯・口腔ケアや定期的な歯科健診受診の必要性等に関する啓発を行う。また、関係団体等と連携し、「8029」運動を推進するなど、オーラルフレイル予防の必要性について啓

発に取り組む。

2 ちばの食育を進める環境づくり

(1) 食育を進める人材の確保 (主な取組)

○地域における健康づくり推進事業

給食施設や飲食店等の関係者を対象として、望ましい生活習慣の周知や食環境整備に向けた研修会等を実施し、生活習慣病の発症予防を図る。

○(特定)給食施設従事者に対する人材育成

給食に携わる管理者・従事者を対象に研修会を開催し、適切な栄養管理及び食育の取組を推進するための資質の向上を図るとともに、給食施設間のネットワークづくりを支援する。

○食生活改善推進員研修事業【千葉県食生活改善協議会に委託】

各市町村で活動している食生活改善推進員に対し、活動の意義及び千葉県の健康課題を踏まえた推進員活動を展開するための知識及び技術の教育研修を行う。



○「調理師による県民の食生活の向上に関する条例」事業【千葉県調理師会に委託】

平成28年4月1日に施行された条例の第5条に基づき、県内の飲食店等で調理業務に従事する調理師を対象に、調理技術等向上のための講習会を開催する。

(2) 多様な関係者の連携強化 (主な取組)

○健康ちば協力店推進事業



県民の食生活の課題である野菜摂取不足と食塩の過剰摂取等を改善するため、「120g以上の野菜が食べられるメニューやサービスの提供」、「食塩相当量を3.0g未満にできるメニューやサービスの提供」、「店内終日全面禁煙」に取り組むお店を登録し、ホームページ等を通じて周知する。

(3) 地域における取組の強化 (主な取組)

○食と健康推進講習会補助事業【実施主体：(一社)千葉県調理師会】

県民を対象に県産食材を使用し健康に配慮した食事づくりの講習会を開催する。

(4) 食に関する情報の提供 (主な取組)

○食品の表示に関する指導・啓発

食品の表示のうち保健事項の適正化、誇大表示の禁止等に関し、食品関連事業者等に対して指導及び相談対応を行う。また、栄養成分表示活用促進等を図るため、関連機関・団体とも連携し、消費者に対する周知啓発を行う。